

代襲相続人

令和3年1月現在

	本来の 法定相続人	第1～第3順位すべてに 該当する者がいない場合は 配偶者が100%相続します	
第一順位	配偶者 + 子	子が いない場合	孫が 代襲相続
第二順位	配偶者 + 父母	子も孫も 父母も いない場合	祖父母が 代襲相続
第三順位	配偶者 + 兄弟姉妹	子も孫も 父母も祖父母も 兄弟姉妹も いない場合	甥・姪が 代襲相続